

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 10 月 6 日

月 曜 日

第5433号

目

次

告 示

○指定障害児通所支援の事業の廃止

1

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

○建設業の許可の取消し

3

告

示

富山県告示第378号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の 5 の25第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 10 月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和 7 年 9 月 30 日	1651700054	社会福祉法人あおの丘	下新川郡入善町道古34番地 3	らいぶずサポーター あおの丘	下新川郡入善町上野11770番地 4

公

告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項

において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年10月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ魚津本江店 魚津市本江1丁目1番

2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショップ

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑 秀樹 富山県富山市
赤田 487番地 1

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 尾崎 弘明 富山県富山市
赤田 487番地 1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑 秀樹 富山県富山市
赤田 487番地 1、株式会社ジャパンフラワーコーポレーション 代表
取締役 松村 吉章 富山県射水市流通センター水戸田2丁目3-1

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 尾崎 弘明 富山県富山市
赤田 487番地 1、株式会社ジャパンフラワーコーポレーション 代表
取締役 松村 吉章 富山県射水市流通センター水戸田2丁目3-1

- (3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地北側及び西側 200台

(変更後) 建物敷地北側及び西側 147台

- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社大阪屋ショップ/午前10時及び午後9時、株式会社ジャパ
ンフラワーコーポレーション/午前10時及び午後9時

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ/午前9時及び午後9時、株式会社ジャパ

ンフラワーコーポレーション/午前 9 時及び午後 9 時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分から午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分から午後 9 時30分

4 変更の日 (1) (2)令和 4 年 8 月30日、(3)令和 8 年 5 月23日、(4) (5)令和 7 年 9 月23日

5 変更の理由 (1) (2)建物設置者及び小売業者（株式会社大阪屋ショップ）の代表者が変わったため、(3) (4) (5)店舗計画の変更のため

6 届出の日 令和 7 年 9 月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和 7 年10月 6 日から令和 8 年 2 月 6 日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

建設業の許可の取消しについて

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年10月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和 7 年 9 月26日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 商号 株式会社神通

(2) 主たる営業所の所在地 滑川市清水町5番27号

(3) 代表者の氏名 室澤 稔彦

(4) 許可番号 富山県知事許可（般－2・5）第 16590号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社神通の元取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第 208条の罪により、罰金10万円の略式命令を令和4年8月24日に受け、同年9月10日にその刑が確定しており、これにより取締役であった間、建設業法第8条第12号に該当していた。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。